平成２２年（フ）第４号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関788番地１
高木団地86―２号
債務者　森田　建三
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１６２号
東京都東大和市仲原４丁目15番地の６ベルコーポ202
債務者　吉田　妙美
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８号
広島県福山市曙町５丁目17番５号　セジュール渡辺Ｃ202、旧住所広島県福山市曙町５丁目23番34―208号　シティーコーポ曙
債務者　大森　誠子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１号
広島県福山市御幸町大字下岩成563番地11
債務者　佐々木　将
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後０時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５号
静岡県静岡市清水区西久保59番地の10、旧住所静岡県静岡市清水区殿沢２丁目７番16号
債務者　長田　芳明
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
静岡市駿河区馬渕３丁目13番46号　アイコーポ302号、旧住所静岡市葵区常磐町１丁目６番地の２　グリーンハイツ和門301号
債務者　安部　紀世
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４号
静岡市清水区北矢部町１丁目９番17号
債務者　村田　裕子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４号
静岡市駿河区みずほ４丁目19番地の４
債務者　馬場　勝司
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
愛知県豊田市桝塚西町北郷１番地11
債務者　西方　美穂
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
東京都福生市武蔵野台１丁目１番地３ハイムゴールド302号室
債務者　ハント正恵
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
東京都福生市大字熊川428番地９メゾンド佐藤202号室
債務者　田部　晴子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
東京都杉並区久我山２丁目１番２号野沢第２マンション
債務者　有川　優子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８号
東京都武蔵野市境南町４丁目16番１号
債務者　猪瀬　純一
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０号
東京都墨田区立花３丁目３番８―502号
債務者　大谷　峰子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９０６号
静岡市清水区鳥坂1247番地の49
債務者　市川　　清
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部